

整理番号

196-1

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】	
	1:調査研究費	2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】	
	3:広聴費	4:要請・陳情等活動費
	5:広報費	
	【経常的経費】	
	6:人件費	7:事務所費
	8:事務費	9:資料購入・作成費
	10:交通費	

支出年月日	2026年3月30日
支出額	6,707 円 (按分した場合の積算方法 $8,942 \times 75\% = 6,707$)
使 途	来客用駐車場代(3月分) 3月13~23日(11日分) 計上せず(11日分) $13,200 \times 21 \div 31 = 8,942$ $8,942 \times 75\% = 6,707$
支出先	住友林業レジデンシャル株式会社

上記のとおり支出しました。

支出者名

金野桃子



駐車場使用更新契約書

【賃借人用】

2007001901-P0012

賃貸人を甲とし、賃借人を乙として、甲と乙は本紙条項及び添付書類を承諾のうえ本賃貸借更新契約書を締結する。
この契約の締結の証として契約書 2 通を作成し、当事者署名捺印のうえ、甲、乙が各自 1 通保管する。

■ 賃貸借の目的物件

名称	ヴェーテラス戸田公園	
所在地	埼玉県戸田市上戸田2-46-10	

■ 契約条件

契約時支払済	項 目	ヶ月	金額	月額費用	項 目	金額
	敷金_駐車場		¥15,000		駐車場	¥13,200
契約期間	2024年04月01日 から 2025年03月31日 まで					
更新料	なし			更新事務手数料	なし	
賃料振込口座	ご契約をされた保証会社の指定する方法にてお支払ください。					

■ 駐車対象車両

車種	トヨタ ユーライ	色	白
登録ナンバー			

契約締結日 2024 年 04 月 01 日

賃貸人(甲)	氏 名		印鑑不要
	住 所		
	電話番号		
賃貸人代理 (甲の代理人)	氏 名	住友林業レジデンシャル株式会社 埼玉支店長 山田 昌史	
	住 所	さいたま市大宮区桜木町1-11-9ニッセイ大宮桜木町ビル1F	
	電話番号	0486485981	
賃借人(乙)	氏 名	金野 利子	
	住 所	戸田市本町1-21-8	
	電話番号	048-235-5358	
連帯保証人 (丙)	氏 名		
	住 所		
	電話番号		
	氏 名		
	住 所		
	電話番号		

EPOS ご利用代金明細書

桃子 様

いつもエポスカードをご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用いただきましたカードのご利用明細を下記の通りご案内申し上げます。

明細作成目

2026年03月05日

明細書ページ数

01ページ目

MARUI GROUP

株式会社エポスカード 〒164-8701 東京都中野区中野4-3-2

登録番号 関東財務局長 第01386号

お問い合わせはエポスカスタマーセンターまで (受付時間9:30~18:00)

東京 03-3383-0101 大阪 06-6630-0101

■今回のご請求額

お支払日

2026年03月27日

お支払金額合計

ET

＜口座引落しの方へ＞金融機関が休業の場合は、お引落し日は翌営業日になります。

・口座へのご入金、お支払日の前日（金曜機関連営業日）までにお願いたします。

主 人 名	カード種類	エポスカードVISA
	金融機関名	埼玉りそな銀行
	支店名	
	口座番号	
	口座名義	ムシヨヅケンミンカイギ ト 様

※上記「お支払口座」はエポスカードの登録内容を表示しております。

※金型機関の手続きの都合等により、上記口座からお引落しできない場合があります。

[ご利用明細](#)

★ショッピングの1回・2回・ボーナス一括払い、キャッシングの1回ご利用分を「リボ払い」に変更いただけます。【変更締切日：03月22日】

※リボ変更によりリボ・分割・ボーナス払いのご利用残高がご利用可能枠を超える場合は変更いただけませんのでご注意ください。

[illegible]

今回のお支払合計金額 (円)

100

・ショッピングのリボ払いの「弁済金」、分割払いの「分割支払金」は、本書面では「お支払金額」と記載しています。

・ショッピングのリボ払いの「現金返済（一括）価格」、分割払いの「支払総額」は、本誌図では「ご利用金額」と記載しています。

・シロップ分割払いの場合、総額金額に分割払い手数料を含みます。

※2025年10月1日(水)より、ショッピング分割・リボ手数料率は16.0%となります。ショッピング分割は、手数料率は9月30日までのご利用分は減額率15.0%、10月1日以後のご利用分は減額率16.0%となります。

【ご利用日】ご利用締め日（お支払日の前月曜日）までに到着した売上票および現在お支払い中のご契約のご利用日です。

【今回回数】 今回目のお支払分を表示します。

【補註】ボーナス払いのお支払予定月やリボ払いの元割内訳、海外利用の場合の現地通貨額／換算レートなどを表示します。(上段：現地通貨と換算額、下段：換算レート)

※ 路線振替により、現地通算額：通算トートを表示できない場合もございます。

【リボ・分割】●＝リボ率変更済みです。●増額引落し申請を承りました。▲＝分割率変更済みです。

【備考】◇＝優待割引適用分です。□＝VISA加盟店利用の取消による金額変更分です。◆＝いつでもリボで承りましたがリボ・分割・ボーナス払いのご利用可能枠を超えたため、

1回払いのご利用になります。△＝コンビニ・郵便局（後払い）でご利用後、エポスカードでのお取扱いに需要させていただきました分です（リボ需要対象外）

▽＝バーチャルカードご利用分です。

1回払いのご利用等を除き、契約不適合、役務の未提供などを理由に支払いを停止できる場合があります。

賃貸人代理 住所 埼玉県さいたま市大宮区桜木町
 1-11-9 ニッセイ大宮桜木町ビル1階
 氏名 住友林業レジデンスヤマト株式会社
 埼玉支店長 山田 昌

物件番号: XXXXXXXXXX

事業用賃貸借契約書

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 金野 桃子 (以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	パークハイツ熊木 1F事務所		
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県戸田市本町1-21-8		
		(登記簿) 戸田市本町一丁目1386番地4		
	構 造	鉄骨造・陸屋根・4階建		
	種 類	貸事務所	新築年月	1990年8月
	面 積	18.46㎡ (5.58坪)		
附 属 施 設		階段下倉庫		

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

政治事務所

頭書(3) 契約期間

2025年5月1日 から 2028年4月30日まで (3 年間)	
目的物件の引渡し時期	2019年5月1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 50,000 円 (別途消費税相当額 5,000 円) 消費税率 10%	管理・ 共益費	月額 XXXXXXXXXX 円 (別途消費税相当額 XXXXXXXXXX 円) 消費税率 %
家 財 保険料	借主にて別途加入	敷 金	110,000 円 (税込賃料 2 ヶ月分)
附 属 施設料	月額 XXXXXXXXXX 円 (別途消費税相当額 XXXXXXXXXX 円) 消費税率 %	保証金	XXXXXXXXXX 円 (税込賃料 XXXXXX ヶ月分)
賃料等の月額支払金額の合計		月額 55,000円 (税込)	
その他の条件		・ 振込費用、又は引落とし手数料220円 (本体200円、消費税20円、税率10%) は借主負担となります。 ・ 引落とし手数料支払先: オルデ地所開発株式会社 (登録番号 XXXXXXXXXX) ・ 複数物件の契約があり同一口座から同時に引落す場合、実際にかかる引落とし手数料は1件分のみとなります。	
貸与する鍵	鍵No. 本 数	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日まで	

摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
[Redacted Content]			
08-03-30 振替	*55,220	RKS(オルデヤチ)	
[Redacted Content]			

○他店支払いの小切手等でご入金の際は、領票欄にお払戻しができる予定日を表示します。
 お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。
 ○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
 (項目名) お支払金額・お預り金額・差引残高
 ・外貨普通預金の場合、通貨見直し前に記載された通貨単位となります。
 ・その他の預金の場合は、円単位となります。

口座名義: 無所属県民会議

整理番号	146-1
------	-------

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---	---

支出年月日	8年3月30日
支 出 額	107,217 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 (110,000+8,800+330)×90%=107,217)
使 途	事務所賃料、駐車場(事務所員用)使用料、送金手数料 R8.4月分
支 出 先	(株)住まいる館

上記のとおり支出しました。

支出者名

松坂喜浩



建物賃借契約書(事業用)

(6) 家賃債務保証業者

家賃債務保証業者	商号または名称	スマイル保証 株式会社	電話	048 (520) 35925
	所 在 地	埼玉県熊谷市弥生1-5 TOP熊谷第一 603号		
家賃債務保証業者登録制度登録番号			国土交通大臣 第 号	

(7) 更新料に関する事項 (■有・□無)

更新料の金額	☐ 新賃料の	1 ヶ月分	・	☐ 円
●更新事務手数料 新賃料の0.25ヶ月(消費税別途)				

特約条項

[illegible]

下記貸主と借主は、本物件について質借契約を締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、貸主、借主、署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

貨主代理

貸主	住所	氏名	借主	住所	氏名
	〒4053 埼玉県東松山市南弓町一丁目本ビル1F エイブルネットワンク東松山店 株式会社住まいる館 TEL 0493-81-6627 FAX 0493-81-6628	伊藤 浩	埼玉県東松山市正代1-199 常地	伊藤 浩	伊藤 浩

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

土地建物取引業者、土地建物取引士

取引能機
□ 媒介：● 代理
取引能機
□ 媒介：□ 代理

呼吸器科 (1) 第 2 版

李在詒詒孫事

口
招

六十
六十六

口
招

[illegible][illegible]

五、球与豆

豆、球

宅地建物取引士

整理番号

277

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】	
	1:調査研究費	2:グループ活動費
	【広報・広報活動費】	
	3:広聴費	4:要請・陳情等活動費
	5:広報費	
	【経常的経費】	
	6:人件費	7:事務所費
	8:事務費	
	9:資料購入・作成費	10:交通費

支出年月日	28年3月30日	支出額	1,080 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	駐車料金 (事務所用)		

領収書等貼付欄

PARKING TICKET

駐車券

1 管理番号: 15757198
 入庫2026年03月30日11時56分

領収書
 ビットデザイン(株)

精算2026年03月30日15時07分
 受領金額 1200円

ビットデザイン
 久喜第二駐車場

1. 本券を折り曲げたり濡らしたり磁気
 に近づけたり破損しないで下さい。
 2. 駐車場内における事故・盗難・災害等
 については一切責任を負いません。

② 駐車料金
(事務所用)

⑤ 無所属県民会議 久喜支部

※ 領収書は
 ※ 領収書を
 (別紙に

紙を使用すること。

$$1,200 \times 0.9 = 1,080 \checkmark$$

政務活動に使用する割合が $\frac{9}{10}$ であるため

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号	170
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和 8年3月30日	支出額	85,318 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所賃料 (令和 8 年 3 月 分)		

領収書等貼付欄

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

支払先 (株)谷澤総合コンサルタント

口座名義 八子朋弘

94,798×0,9=85,318

政務活動に使用する割合が 90 %であるため

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

摘要	お支払金額(円)	お預り金額(円)	差引残高(円)
08-03-30 .振替	*94,798	RKS(チンリョウトウ)	

○他店支払いの小切手等でご入金のときは、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。

・ 名義人 八子月弘

整理番号 148-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	8年3月31日	支出額	14,400 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	駐車場料 R8. 4月分		

領収書等貼付欄

無所属県民会議東松山支部

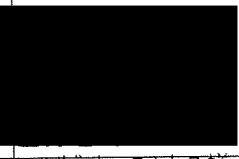
駐車場料 R8. 4月分 (事務所来客者用)

8,000円×2台分=16,000円

16,000円×90%=14,400円

政務活動に使用する割合が90%のため按分とする。

キャッシュサービスご利用明細			
毎度ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、  埼玉りそな銀行 お持ち帰りください。			
取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
40476	08-03-31	13:26	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥16,000	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		C 認証	
万円 千円 千円		(破 買) 円	
お振込明細またはご案内			
			
マツサカ ヨツヒロ様			
ご依頼人	電話番号	印紙税申告納	
		付につき浦和	
	取扱番号 310003	税務署承認済	
*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →			

148-2

預り金
3万円以上
(借主保管
用貼付)
200円印紙

駐車場(自動車保管場所)契約書

所在地 埼玉県東松山市第3町3-4-1
名称 塚田駐車場 内第 号

車種プレートナンバー

(うち消費税 円也)

賃料 壹ヶ月 金 8,000- 円也
金 円也(無利息の約定)

☐ 本証をもって預り証とする。 ☐ 別紙預り証を発行する。

上記に就き貸主を甲とし借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第1条 賃貸借の期間は平成30年1月1日より平成30年12月31日迄の向う1ヶ年とする。但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することもある。 ~~解約の申し入れがない場合は自動的に契約更新とする~~
- 第2条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲方に持参し支払うこと、万一壹ヶ月なりとも滞納せる場合は、権利金 金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。
- 第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転貸は絶対にしてはならない。
- 第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第7条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。
- 第8条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。
- 第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は 1ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

特約条項

支払 銀行振込
銀行名
名義人
口座番号

上記契約の証として、本契約書を 2 通作成し甲乙双方署名捺印の上各壹通を所持する。

平成 29 年 12 月 28 日

貸主(甲)

住所

氏名

借主(乙)

住所

氏名

仲介人

住所

氏名

取引主任者

氏名

登録番号

政務活動費 領収書等貼付用紙

0018

(1/1)

日付	令和 7 年 6 月 27 日	支出額	49,500 円
項目	事務所費	充当額	42,075 円
細目	事務所費	按分率	85/100
摘要	事務所費（来客用等駐車場賃借料）令和 7 年 5 月～ 7 月分		
備考	口座名義人 井上航		

支払証明書あり

理由

[更新] 駐車場賃貸借契約書

契約№:

物件№: 0000003041

【標記】

A 本物件の表示		
名 称	F' SBOX駐車場	区 割
所 在 地 (番 地)	埼玉県和光市丸山台1-10-4	

B 賃貸借契約条件		
契 約 期 間	2024年10月31日 から起算して 2025年10月30日 まで (1 年 0 ヶ月間)	
更 新 料	新賃料の 0 ヶ月分	更新事務手数料 新賃料の 0.5 ヶ月分 外税

C 賃料・賃料以外に授受される金額の額							
適用	項目	支払先	合計額	税区分	本体価格	消費税率	消費税額
月 額 費 用	駐車料	賃貸人	16,500 円	外税	15,000 円	10 %	1,500 円
	更新料	賃貸人					0 円
更新一時金費用	更新事務手数料	管理会社	8,250 円	外税	7,500 円	10 %	750 円

D 支払いに関する事項			
支払方法	口座振替または振込	支 払 期 日	翌月分を毎月末日までに
振込先口座	< 金 融 機 関 名 > < 支 店 名 ・ 支 所 名 > < 預 金 種 別 > < 口座番号 > < 口座名義 > 契約時に指定された従前の口座となります。		

E 【署名押印欄】	
※代理の場合、賃貸人の押印は不要	
賃貸人 (甲)	適格請求書発行事業者: T881025583439
賃貸人 (甲) の代理人	埼玉県和光市丸山台1-10-4 F' SBOX 2F 株式会社リゾン 和光支店

賃借人 (乙)	住所 ※法人の場合は所在地	
	フリガナ	イノウエ マサ
	氏名 ※法人の場合は社名、 代表者の肩書と氏名	井上 航

F 管理委託先					
管理会社	株式会社リゾン	住所	埼玉県和光市丸山台1-10-4 F' SBOX 2F	賃貸管理業者 適格請求書 発行事業者	連絡先
				T2030001045163	048-469-5211

G 管理の業務内容			
管理事務の内容			
家賃等の受領	・【標記】Dに記載されている方法にて受領します。 ・支払われた賃料等は財産の分別管理欄記載の通り、自己の財産と、 本物件の所有者に支払うべき賃料等につき分別して管理を行います。	財産の分別管理	管理会社は、自己の財産と、本物件の所有者に支払うべき賃料等 につき分別して管理を行います。
賃貸借契約の更新	・賃貸借契約の更新を希望される場合は更新後の期間や条件等を 記載した書面を交付します。	ご契約中のお困りごと相談はこちらへ	
賃貸借契約の終了	・退去時の債務の精算業務を行います。	リゾンお客様センター	0570-024-050

H 特約	
1. 無	
2.	
3.	
4.	
5.	

契約締結日 2024年 8月 2 6日

1. 本契約における原契約の約定の継続

甲及び乙は、両者間で締結した本物件に関する直近の貸貸借契約（以下「原契約」という。原契約には、本契約締結前に締結された更新契約書、覚書その他甲（甲の代理人を含む。）、乙または連帯保証人を当事者とする書面を含む。）の原契約を更新するため、本契約を締結する。なお、本契約に記載のない事項は、すべて原契約の各条項を適用するものとし、本契約と原契約との間に矛盾抵触がある場合は本契約の記載に従う。

【契約情報確認欄】

現在のご契約におけるお客様の情報を「原契約」欄に記載しております。
変更のある場合は、「変更あり」の欄にその内容をご記入ください。
なお、虚偽の内容を申告、もしくは故意に申告しただけない場合は、契約を解除させていただくことがあります。

		原契約	変更あり
賃借人 (乙)	住所		
	名前	井上 航	表記2の乙欄に同じ
	電話番号		電話番号1 電話番号2
	メールアドレス		
勤務先	社名	埼玉県議会	
	所在地	〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1	
	電話番号	048-824-2111	
緊急連絡先	住所		
	名前		フリガナ 生年月日 乙との続柄
	電話番号		電話番号1 電話番号2

※法人契約の場合のみ記入

使用者	名前		
	生年月日		
	電話番号		

※車両情報をご記入ください。前回の届け出時より変更がある場合は、車検証のコピーを同封してください。

車両情報	メーカー	
	車種	
	登録ナンバー	
	色	

家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	
	主たる事務所の所在地	

※姓名の変更、名義変更、車両変更にあたっては別途お手続きが必要となります。



普通預金(兼お借入明細)

3

年 月 日	摘 要	お 支 払 金 額 (円)	お 預 り 金 額 (円)	差引残高 (円) (「-」の表示がある場合は、お借入残高を表わします。)
[REDACTED]				
07-04-28	振替	*95,700	SMBC(リゾン	
[REDACTED]				
07-05-27	振替	*95,700	SMBC(リゾン	
[REDACTED]				
[REDACTED]				
07-06-27	振替	*95,700	SMBC(リゾン	
[REDACTED]				

○他店支払いの小切手等でご入金の際は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。

3

政務活動費 領収書等貼付用紙

0025

(1/15)

日付	令和 7 年 7 月 20 日	支出額	124,740 円
項目	事務所費	充当額	106,029 円
細目	事務所費	按分率	85/100
摘要	事務所費（来客用等駐車場賃借料）令和 7 年 8 月～令和 8 年 2 月分		
備考	・ 7 月請求分には月額管理料 1320 円が含まれている ・ 10 月請求分には契約更新手数料 9,570 円が含まれている		

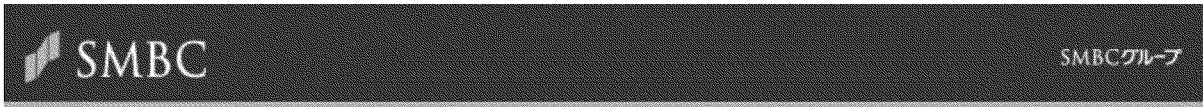
支払証明書あり

理由

政務活動費 領収書等貼付用紙

0025

(2/15)



三井住友カード

2026年1月13日のお支払い明細

2025年12月25日 発行

お名前	井上 航 様	金融機関	***
お支払い日	2026年1月13日（火）	支店	***
お支払い合計額	****	科目	*
カード名称／ お問合せ番号／ 加入・切替日	ワズカードクラシック [Redacted] 2004年12月6日		

お客様の個人情報保護のため、会員番号を非表示としております。
お問い合わせの際はカード番号をご準備のうえ、お問い合わせください。

1/1ページ

ご利用日	ご利用店名	ご利用 金額	支払 区分	今回 回数	お支払い金額	(お支払い総額)		(内手数料)		備考
						現地通貨額	略称	換算レート	換算日	
井上 航 様	ご利用分 [Redacted] (ワズカードクラシック)									
25/11/20	PARK DIRECT	17,820	1	1	17,820					◎
[Redacted]										
****	**				***	*****				
	*****				**	*****				
	*****				***					

****	*****	***	*	*	***					*
****	****	***	*	*	***					*
****	*****	***	*	*	***					*
****	*****	***	*	*	***					*
****	****	***	*	*	***					*
****	*****	***	*	*	***					*
****	*****	***	*	*	***					*
****	*****	***	*	*	***					*
****	****	***	*	*	***					*

※ 備考の◎印はポイントの対象利用となります。

三井住友カード株式会社 大阪市中央区今橋4丁目 5-15 登録番号 近畿財務局長第00209号

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0025

(3/15)

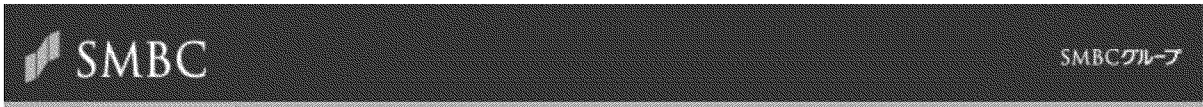
ご利用日	ご利用店名	ご利用金額	支払区分	今回回数	お支払い金額	(お支払い総額)		(内手数料)		備考
						現地通貨額	略称	換算レート	換算日	
****	*****	***	円	※	***					※
****	*****	***	円	※	***					※
****	*****	***	円	※	***					※
****	*****	***	円	※	***					※
*****					***					
*****					***					
※ 備考の◎印はポイントの対象利用となります。										
三井住友カード株式会社 大阪市中央区今橋4丁目 5-15 登録番号 近畿財務局長第00209号										



政務活動費 領収書等貼付用紙

0025

(4/15)



三井住友カード

2025年9月10日のお支払い明細

2025年8月25日 発行

お名前	井上 航 様	金融機関	***
お支払い日	2025年9月10日（水）	支店	***
お支払い合計額	****	科目	*
カード名称／ お問合せ番号／ 加入・切替日	ワズカード クラシック [Redacted] 2004年12月6日		

お客様の個人情報保護のため、会員番号を非表示としております。
お問い合わせの際はカード番号をご準備のうえ、お問い合わせください。

1/1ページ

ご利用日	ご利用店名	ご利用金額	支払区分	今回回数	お支払い金額	(お支払い総額)		(内手数料)		備考
						現地通貨額	略称	換算レート	換算日	
井上 航 様 ご利用分 ██████████ (ワンズカードクラシック)										
25/07/20	PARK DIRECT	19,140	1	1	19,140					◎
██										

※ 備考の◎印はポイントの対象利用となります。

三井住友カード株式会社 大阪市中央区今橋4丁目 5-15 登録番号 近畿財務局長第00209号

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0025

(5/15)

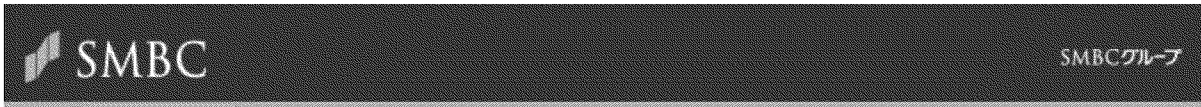
1/1ページ



政務活動費 領収書等貼付用紙

0025

(6/15)



三井住友カード

2025年10月10日のお支払い明細

2025年9月25日 発行

お名前	井上 航 様	金融機関	***
お支払い日	2025年10月10日（金）	支店	***
お支払い合計額	*****	科目	*
カード名称／ お問合せ番号／ 加入・切替日	ワズカード クラシック [Redacted] 2004年12月6日		

お客様の個人情報保護のため、会員番号を非表示としております。
お問い合わせの際はカード番号をご準備のうえ、お問い合わせください。

1/1ページ

ご利用日	ご利用店名	ご利用 金額	支払 区分	今回 回数	お支払い金額	(お支払い総額)		(内手数料)		備考
						現地通貨額	略称	換算レート	換算日	
井上 航 様	ご利用分 [Redacted] (ワズカードクラシック)									
25/08/20	PARK DIRECT	17,820	1	1	17,820					◎
[Redacted]										

※ 備考の◎印はポイントの対象利用となります。

三井住友カード株式会社 大阪市中央区今橋4丁目 5-15 登録番号 近畿財務局長第00209号

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0025

(7/15)

ご利用日		ご利用店名	ご利用金額	支払区分	今回回数	お支払い金額	(お支払い総額)		(内手数料)		備考
							現地通貨額	略称	換算レート	換算日	
	****	****	****	※	※	****	****				※
		*****				***					
		*****				***					

※ 備考の◎印はポイントの対象利用となります。

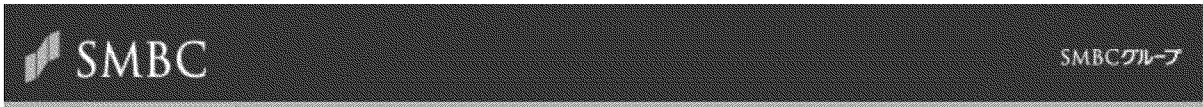
三井住友カード株式会社
大阪市中央区今橋 4 丁目 5-15
登録番号 近畿財務局長第 00209 号



政務活動費 領収書等貼付用紙

0025

(8/15)



三井住友カード

2025年11月10日のお支払い明細

2025年10月25日 発行

お名前	井上 航 様	金融機関	***
お支払い日	2025年11月10日（月）	支店	***
お支払い合計額	*****	科目	*
カード名称／ お問合せ番号／ 加入・切替日	ワズカード クラシック [Redacted] 2004年12月6日		

お客様の個人情報保護のため、会員番号を非表示としております。
お問い合わせの際はカード番号をご準備のうえ、お問い合わせください。

1/1ページ

ご利用日	ご利用店名	ご利用 金額	支払 区分	今回 回数	お支払い金額	(お支払い総額)		(内手数料)		備考
						現地通貨額	略称	換算レート	換算日	
井上 航 様 ご利用分	[Redacted] (ワズカードクラシック)									
25/09/20	PARK DIRECT	17,820	1	1	17,820					◎
[Redacted]										

*****	*****	*****	*	*	*****					*
*****	*****	*****	*	*	*****					*
*****	*****	*****	*	*	*****					*
*****	*****	*****	*	*	*****					*
*****	*****	*****	*	*	*****					*
*****	*****	*****	*	*	*****					*
*****	*****	*****	*	*	*****					*
*****	*****	*****	*	*	*****					*
*****	*****	*****	*	*	*****					*
*****	*****	*****	*	*	*****					*
*****	*****	*****	*	*	*****					*
*****	*****	*****	*	*	*****					*
*****	*****	*****	*	*	*****					*
*****	*****	*****	*	*	*****					*
*****	*****	*****	*	*	*****					*

※ 備考の◎印はポイントの対象利用となります。

三井住友カード株式会社 大阪市中央区今橋4丁目 5-15 登録番号 近畿財務局長第00209号

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0025

(9/15)

ご利用日		ご利用店名	ご利用金額	支払区分	今回回数	お支払い金額	(お支払い総額)		(内手数料)		備考
							現地通貨額	略称	換算レート	換算日	
	*****	*****	*****	※	※	*****					※
		*****				*****					
		*****				*****					

※ 備考の◎印はポイントの対象利用となります。

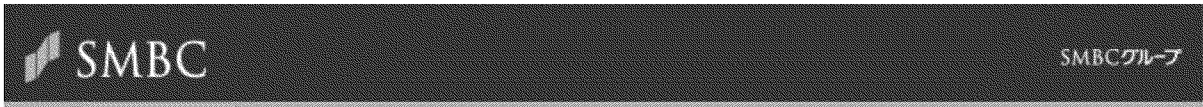
三井住友カード株式会社
大阪市中央区今橋 4 丁目 5-15
登録番号 近畿財務局長第 00209 号



政務活動費 領収書等貼付用紙

0025

(10/15)



三井住友カード

2025年12月10日のお支払い明細

2025年11月25日 発行

お名前	井上 航 様	金融機関	***
お支払い日	2025年12月10日（水）	支店	***
お支払い合計額	*****	科目	*
カード名称／ お問合せ番号／ 加入・切替日	ワズカード クラシック [Redacted] 2004年12月6日		

お客様の個人情報保護のため、会員番号を非表示としております。
お問い合わせの際はカード番号をご準備のうえ、お問い合わせください。

1/1ページ

ご利用日	ご利用店名	ご利用 金額	支払 区分	今回 回数	お支払い金額	(お支払い総額)		(内手数料)		備考
						現地通貨額	略称	換算レート	換算日	
井上 航 様	ご利用分 [Redacted] (ワズカードクラシック)									
****	****	***	*	*	***	*****				*
****	****	***	*	*	***	*****				*
****	****	***	*	*	***	*****				*
****	****	***	*	*	***	*****				*
25/10/20	PARK DIRECT	27,390	1	1	27,390					◎
[Redacted]										
****	****	***	*	*	***					*
****	*****	***	*	*	***					*
****	****	***	*	*	***					*
****	****	***	*	*	***					*
****	****	***	*	*	***					*
****	*****	***	*	*	***					*
****	*****	***	*	*	***					*

※ 備考の◎印はポイントの対象利用となります。

三井住友カード株式会社 大阪市中央区今橋4丁目 5-15 登録番号 近畿財務局長第00209号

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0025

(11/15)

ご利用日	ご利用店名	ご利用金額	支払区分	今回回数	お支払い金額	(お支払い総額)		(内手数料)		備考
						現地通貨額	略称	換算レート	換算日	
****	****	*****	※	※	*****					※
****	*****	*****	※	※	*****					※
****	*****	*****	※	※	*****					※
****	*****	*****	※	※	*****					※
****	*****	*****	※	※	*****					※
****	*****	*****	※	※	*****					※
*****					*****					
*****					*****					

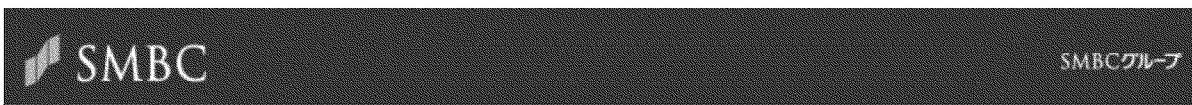
※ 備考の◎印はポイントの対象利用となります。

三井住友カード株式会社
大阪市中央区今橋4丁目 5-15
登録番号 近畿財務局長第00209号



政務活動費 領収書等貼付用紙

(12/15)



2026年2月10日のお支払い明細

2026年1月25日 発行

お名前	井上 航 様	金融機関	***
お支払い日	2026年2月10日 (火)	支店	***
お支払い合計額	****	科目	*
カード名称／ お問合せ番号／ 加入・切替日	ワンズカード クレジット [REDACTED] 2004年12月6日		

お客様の個人情報保護のため、会員番号を非表示としております。
お問い合わせの際はカード番号をご準備のうえ、お問い合わせください。

1/1ページ

[illegible]

※ 備考の◎印はポイントの対象利用となります。

三井住友カード株式会社
大阪市中央区今橋4丁目 5-15
登録番号 近畿財務局長第00209号

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0025

(13/15)

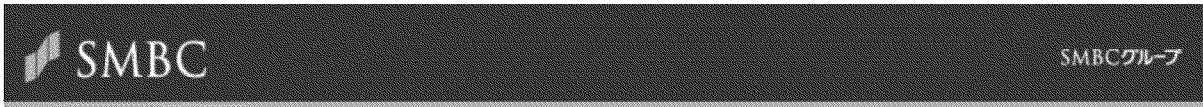
ご利用日	ご利用店名	ご利用 金額	支払 区分	今回 回数	お支払い金額	（お支払い総額）		（内手数料）		備 考
						現地通貨額	略称	換算レート	換算日	
	*****				***					
	*****				***					
※ 備考の◎印はポイントの対象利用となります。										
三井住友カード株式会社 大阪市中央区今橋4丁目 5－15 登録番号 近畿財務局長第00209号										



政務活動費 領収書等貼付用紙

0025

(14/15)



三井住友カード

2026年3月10日のお支払い明細

2026年2月25日 発行

お名前	井上 航 様	金融機関	***
お支払い日	2026年3月10日（火）	支店	***
お支払い合計額	****	科目	*
カード名称／ お問合せ番号／ 加入・切替日	ワズカードクラシック [Redacted] 2004年12月6日		

お客様の個人情報保護のため、会員番号を非表示としております。
お問い合わせの際はカード番号をご準備のうえ、お問い合わせください。

1/1ページ

ご利用日	ご利用店名	ご利用 金額	支払 区分	今回 回数	お支払い金額	(お支払い総額)		(内手数料)		備考
						現地通貨額	略称	換算レート	換算日	
井上 航 様 ご利用分 ██████████ ***** (ワズカードクラシック)										
26/01/20	PARK DIRECT	17,820	1	1	17,820					◎
██										

※ 備考の◎印はポイントの対象利用となります。

三井住友カード株式会社 大阪市中央区今橋4丁目 5-15 登録番号 近畿財務局長第00209号

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0025

(15/15)

ご利用日	ご利用店名	ご利用 金額	支払 区分	今回 回数	お支払い金額	（お支払い総額）		（内手数料）		備 考
						現地通貨額	略称	換算レート	換算日	
*****					***					
※ 備考の◎印はポイントの対象利用となります。										
三井住友カード株式会社 大阪市中央区今橋4丁目 5－15 登録番号 近畿財務局長第00209号										



[更新] 駐車場賃貸借契約書

契約No: XXXXXXXXXX
物件No: XXXXXXXXXX

【標記】							
A 本物件の表示							
名 称	F' SBOX駐車場					区 割	XXXXXXXXXX
所 在 地 (番 地)	埼玉県和光市丸山台1-10-4						
B 賃貸借契約条件							
契 約 期 間	2024年10月31日		から起算して	2025年10月30日		まで	(1 年 0 ヶ月間)
更 新 料	新賃料の	0 ヶ月分	更新事務手数料	新賃料の	0.5 ヶ月分	外税	
C 賃料・賃料以外に授受される金額の額							
適用	項目	支払先	合計額	区分	本体価格	消費税率	消費税額
月 額 費 用	駐車料	賃貸人	16,500 円	外税	15,000 円	10 %	1,500 円
更新一時金費用	更新料	賃貸人					0 円
	更新事務手数料	管理会社	8,250 円	外税	7,500 円	10 %	750 円
D 支払いに関する事項							
支払方法	口座振替または振込			支 払 期 日	翌月分を毎月末日までに		
振込先口座	< 金 庫 振 替 名 > < 支店名・支所名 > < 預金種別 > < 口座番号 > < 口座名義 >			契約時に指定された従前の口座となります。			
E 【記名押印欄】							
※代理の場合、賃貸人の押印は不要							
賃貸人 (甲)	埼玉県和光市下新倉2-33-33 藤田 雅彦			適格請求書発行事業者: T88102558343			
賃貸人 (甲) の代理人	埼玉県和光市丸山台1-10-4 F' SBOX 2F 株式会社リゾン 和光支店						
賃借人 (乙)	住所 ※法人の場合は所在地	XXXXXXXXXX					
	フリガナ	イノウエ マサ					
	氏名 ※法人の場合は社名、 代表者の肩書と氏名	井上 航					
F 管理委託先							
管理会社	株式会社リゾン	住所	埼玉県和光市丸山台1-10-4 F' SBOX 2F	賃貸管理業者 適格請求書 発行事業者	XXXXXXXXXX T2030001045163	連絡先	048-469-5211
G 管理の業務内容							
管理事務の内容							
家賃等の受領	・【標記】Dに記載されている方法にて受領します。 ・支払われた賃料等は財産の分別管理欄記載の通り、自己の財産と、 本物件の所有者に支払うべき賃料等につき分別して管理を行います。			財産の分別管理	管理会社は、自己の財産と、本物件の所有者に支払うべき賃料等 につき分別して管理を行います。		
賃貸借契約の更新	・賃貸借契約の更新を希望される場合は更新後の期間や条件等を 記載した書面を交付します。			・ご更新中のお困りごと相談はこちらへ			
賃貸借契約の終了	・退去時の債務の精算業務を行います。			リゾンお客様センター		0570-024-050	
H 特約							
I. 無							
2.							
3.							
4.							
5.							

2024年 8月 26日

甲及び乙は、両者間で締結した本物件に関する近辺の賃貸借契約（以下「原契約」という。原契約には、本契約締結前に締結された更新契約書、並にその他甲（甲の代理人を含む）、乙または連帯保証人を当事者とする書面を含む。）の原契約を改訂するため、本契約を締結する。なお、本契約に記載のない事項は、すべて原契約の各条項を適用するものとし、本契約と原契約との間に矛盾がある場合は本契約の記載に準ずる。

現在のご契約におけるお客様の情報を「原契約」欄に記載しております。
変更のある場合は、「変更あり」の欄にその内容をご記入ください。
なお、虚偽の内容を申告、もしくは故意に申告いただけない場合は、契約を解除させていただくことがあります。

※法人契約の場合のみ記入

※車両情報を記

家賃債務保証業者の 提供する保証	家賃債務保証 業 者 名	
	主たる事務所の所 在 地	

※姓名の変更、名義変更、車両変更にあたっては別途お手続きが必要となります。

駐車場賃貸借契約書

賃貸人(以下、甲という。)

名義	
住所	

賃貸人代理（甲の代理）

名義	株式会社リゾン 和光支店
住所	〒351-0112 埼玉県和光市丸山台1-10-4 F'sBOX2F

媒介・仲介

名義	
住所	

賃借人（以下、乙という。)

名義	井上 航
住所	

甲と乙とは、契約条項および利用規則に同意のうえ、後記表示の駐車場（以下、本駐車場という。）に関する駐車場賃貸借契約（以下、本契約という。）を締結する。

本駐車場の表示

名称	F'SBOX駐車場		
所在地	〒351-0112 埼玉県和光市丸山台1-10-4		
区画種別	機械式	対応車両	中型車
屋根	あり	舗装	あり
24時間利用	24時間利用可	指定区画	

賃貸借期間

始期-終期	2025 年 07 月 01 日 ~ 2025 年 10 月 30 日
-------	-------------------------------------

※ 自動更新後の契約期間は1年間となります。

※ 更新を希望しない場合や途中解約に関しては、契約条項および利用規則をご確認ください。

契約車両

車種	フィット	
カラー	グレー	

月額賃料

賃料
16,500円 ※内消費税：1,500円（10%）

賃貸借初期費用および契約時支払い賃料

敷金
0円

※ 管理方法変更前に締結済みの駐車場に関する賃貸借契約書を参照してください。

その他費用

保管場所使用承諾証明書発行料	更新料	更新事務手数料
5,500円	0円	8,250円
※内消費税：500円（10%）		※内消費税：750円（10%）

※ 上記費用は、契約後の手続き時に都度発生します。

契約に関する備考

甲（賃貸人／オーナー）
甲の代理／仲介・媒介（管理会社） 名義：株式会社リゾン 和光支店 適格請求書発行事業者登録番号：T2030001045163
—
・ 収容サイズは目安となります。必ず車両サイズ及び収容スペースを現地でご確認の上、お申込みください。 ※近隣区画のドアの開け閉めに影響がないことをご確認の上お申し込みください。 ※契約締結後の車両サイズ・収容サイズに関するトラブル・キャンセルに伴う返金是对応できかねますので予めご了承ください。 ・ 機械式駐車場 暗証番号式

同意事項

契約条項	☒ 同意します	利用規則	☒ 同意します
------	---	------	---

同意署名

契約書の内容に同意します。

井上 航

契約条項

第1条（使用目的）

本駐車場の表記記載の指定区画（以下、「指定区画」といいます。）を、甲は表記記載の契約車両（以下、「契約車両」といいます。）を駐車する目的で乙に賃貸し、乙はこれを賃借します。

第2条（賃貸借期間及び契約期間）

1. 賃貸借期間は表記記載のとおりとします。
2. 本契約の有効期間（以下、「本契約期間」といいます。）は本契約締結日から表記記載の賃貸借期間の終期までとします。但し、本契約期間終了の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも相手方に対し何らの意思表示をしないときは、本契約は同一条件で更に表記記載の期間継続するものとし、以後もこの例によります。（更新には表記記載の更新手数料がかかります。）

第3条（初期費用及び月額賃料とその支払方法）

1. 本契約に基づき乙が負担すべき賃貸借初期費用及び契約時支払い賃料、並びに月額賃料（保証管理料を除きます。）は、表記記載の通りとします。
2. 月の途中における契約のときは、その月の月額賃料は日割とし、月の途中における解約についても同様とします。日割発生時は、当該月の日数を分母とする日割り計算により算出した額を当該月の金額とします。なお、円単位未満の端数は切り捨てとします。
3. 本契約の表記記載の月額賃料が、公租公課の増減、経済事情変動、あるいは近傍同種の賃料に比較して不相当となった時は、甲・乙双方協議の上これを変更することができるものとします。
4. 表記記載の土地の公租公課は、甲の負担とします。
5. 乙は、契約時に支払う初期費用及び月額賃料を、株式会社ニーリー（以下、「ニーリー」といいます。）が運営する月極駐車場オンライン契約サービス Park Direct（以下、「Park Direct」といいます。）にかかる契約条件（乙とニーリーの間の Park Direct 利用管理契約（以下、「Park Direct 利用管理契約」といいます。）を含みます。）に従って支払うこととします。

第4条（事務手数料）

乙は、本契約の締結時に契約事務手数料として表記記載の金額を支払わなければなりません。契約事務手数料については、その支払後に本契約の解除又は解約等を含むいかなる事情があった場合でも、返還されません。

第5条（保管場所使用承諾証明書の発行）

乙は、保管場所使用承諾証明書の発行を希望する場合、Park Direct のシステム又は書面を通じて甲又は甲の代理に依頼を行い、さらに発行手数料として1通につき表記金額を支払うものとします。

第6条（Park Direct 保証サービス確認事項）

1. Park Direct においては、Park Direct が提携する保証会社（以下、「保証会社」といいます。）協力のもと、甲又は甲の代理が Park Direct 保証サービスの利用を希望し、別途締結される Park Direct 保証委託契約書が締結されている場合、本契約に対して Park Direct 保証サービスを追加して提供します。但し、ニーリーは、その任意の裁量により、保証会社による保証に代えて自らが Park Direct 保証サービスを提供することができます。
2. Park Direct 保証サービスでは、乙の月額賃料支払債務、更新手数料の支払債務、及び本契約が解約・解除となっても乙が本物件を明渡ししない場合において、明渡し日までの間に発生する月額賃料と同額の割合による使用損害金について不履行があった場合、保証会社は（甲ではなく）ニーリーに対して保証を履行します。なお、ニーリーによる保証の場合、ニーリーは甲に対して保証を履行します。
3. 前項の保証限度額は、月額賃料（税込）の3ヶ月分相当額となります。但し、保証会社との間で別途の限度額を合意した場合は、当該限度額となります。
4. 第2項の保証履行による代位弁済金については、ニーリーが必要な手続費用その他の費用（もしあれば）を控除したうえで、甲又は甲の代理に対して送金します。
5. 本契約に関連して乙が敷金・保証金等の預かり金（以下、「敷金等」といいます。）を差し入れる場合、本契約又は Park Direct 利用管理契約に基づく甲又はニーリーの乙に対する債権に不履行があった場合、甲又はニーリーは当該敷金等から当該不履行にかかる債務の弁済に充当することができるものとします。
6. 甲又は甲の代理並びに乙は、乙が保証会社又はニーリーに対して保証履行による代位請求権の債務を負

う場合で、敷金等から本契約又は Park Direct 利用管理契約に基づく乙の甲又はニーリーに対する債務をそれぞれ控除した残額が存するときは、保証会社又はニーリーが求めた場合、乙の返還請求権に先んじて、乙の保証会社又はニーリーに対する代位請求権の債務の弁済に敷金等が充当されることについて予め同意するものとします。なお、保証会社又はニーリーが充当の順序を別途定める場合は、当該順序に従って充当されるものとします。

第7条（契約車両）

1. 乙は、本駐車場に駐車する車両を契約車両に限定しなければなりません。但し、契約の目的上不特定の車両の駐車が必要であり、かつ事前に甲の承諾を得ている場合にはこの限りではありません。
2. 乙は、本契約締結時に、甲及び甲の代理に対し自動車検査証及び本人免許証を Park Direct のシステムを介して提出しなければなりません。なお、自動車検査証受領前に本契約締結を行なった場合、受領後直ちに、Park Direct のシステム、書面又はメール等の電磁的な方法等を介して自動車検査証を提出しなければなりません。

第8条（契約車両の変更）

乙は、契約車両を変更する場合は、あらかじめ Park Direct のシステム、若しくは書面を通じて甲又は甲の代理に通知し承諾を得なければなりません。但し、第7条第1項に定める不特定の車両の駐車を甲が承諾している場合はこの限りではありません。

第9条（利用規則）

乙は、本駐車場の使用に際し、利用規則を確認の上遵守しなければなりません。

第10条（禁止事項）

1. 乙は、甲の承諾を得ずに本駐車場に工作物などを設置したり、原状に変更を加えたりしてはいけません。
2. 乙は、第7条第1項に定める不特定の車両の駐車を甲が承諾している場合を除き、本駐車場内に契約車両以外の車両、その他諸物品を置いてはいけません。
3. 乙は、本駐車場を第三者に使用、譲渡若しくは転貸してはいけません。
4. 乙は、本駐車場において有害、危険若しくは近隣の迷惑となる行為をしてはいけません。
5. 乙は、本駐車場敷地内において、指定区画以外に駐車してはいけません。

第11条（使用停止）

1. 本駐車場内で事故が発生したとき、又は車両の故障、破損等により甲又は甲の代理が危険と認めたとき、あるいは本駐車場とその付帯設備の維持保全に必要な工事、検査を行うとき、甲及び甲の代理は乙に対し本駐車場使用の停止又は指定区画の変更ができます。
2. 前項の場合において緊急を要する場合、甲及び甲の代理は事後速やかに乙にその事由を説明することで、乙への通知に代えることができます。
3. 前2項の場合、乙の損害につきその責を負いません。

第12条（通知事項）

乙が本契約期間内に契約者又は利用者に関する情報の変更を行おうとする場合、事前に Park Direct のシステム、若しくは書面を通じて行わなければなりません。

第13条（乙の賠償責任）

乙又はその関係者において故意、過失、その他の事故により、甲の設備、造作、その他本駐車場内の他の車両に生じた損害は、乙が直ちにその金額を賠償する責めを負うものとします。

第14条（免責事項）

1. 甲は、本駐車場内で生じた車両の盗難、衝突及び破損、人身事故、火災、天災等による事故被害に対して一切の責任を負わないものとします。
2. 甲の周知しない車両が入庫した場合、甲はその責めを負わないものとします。

第15条（原状回復及び明け渡し）

1. 乙は、本契約が期間満了、解約、解除、その他の事由により終了する日（以下、「本契約終了日」といいます。）までに、本駐車場内の車両を自己の負担において撤去し、本駐車場を残置物のない状態で明け渡すものとします。また、本駐車場及び付属設備に毀損があるときはこれを修復して原状に回

復するものとします。

2. 本契約終了日までに乙による本駐車場の明け渡しが無事な場合、甲及び甲の代理は乙の費用負担にて明け渡しを完了させることができ、乙はこれに異議を申し立てることはできません。
3. 本契約が終了したにもかかわらず、乙が本駐車場内に残置した車両その他の物件があり、明け渡し要請にもかかわらず乙がこれに応じないときは、甲又は甲の代理が本駐車場の管理の必要上、乙の費用負担にてこれを本駐車場内若しくは本駐車場外へ移動し又は一時保管することができることについて、乙はあらかじめ承諾するものとします。
4. 本契約終了日までに乙が本駐車場を明け渡さないときは、乙は、本契約終了日の翌日から、本駐車場明け渡し完了にいたるまで月額賃料の倍額の割合による使用損害金を甲に支払わなければなりません。なお、乙の明け渡し遅延により甲が損害を被った場合、乙は別途その損害を賠償しなければなりません。

第16条（契約解除）

1. 甲及び乙は、本契約期間内であっても、1ヶ月以上の予告期間をもって相手方に対し Park Direct のシステム、又は書面を通じて申し入れることにより、本契約を解約できるものとし、この場合、契約終了日は予告期間満了日とします。
2. 乙が、月額賃料を2ヶ月以上延滞したとき、又は本契約に違反したときは甲が本契約を催告せずに解除する事ができるものとします。
3. 乙が、逮捕又は勾留され、身体拘束期間が1か月を超える場合は甲が本契約を催告せずに解除する事ができるものとします。
4. 乙が、死亡したとき、又は破産手続開始、若しくは民事再生手続開始の申し立てをしたとき、若しくはその申し立てをされたとき、甲は本契約を催告せずに解除する事ができるものとします。
5. その他、本契約又はこれに付帯して締結した契約、覚書又は利用規則等の各条項に違反したときに甲が本契約を催告せずに解除する事ができるものとします。
6. 甲が第1項から第5項に定めた理由により本契約を解除した場合であっても、甲の乙に対する損害賠償の請求を妨げられません。

第17条（延滞損害金・支払金）

1. 乙が、月額賃料その他の債務（延滞利息を除きます）について支払期日を経過してもなお支払いがなされない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年14.6%の割合（年365日の日割換算）で計算した額を延滞利息として甲に支払うものとします。また、支払期日経過後の支払いに伴う必要な手数料は、乙が負担するものとします。
2. 乙は、本契約から生じる金銭債務の支払いを遅延した後にその支払いをした場合は、甲は賃料より優先して充当するものとし、その後の充当額の順位については甲にて決定するものとします。

第18条（契約の消滅）

天災、地変その他甲の責に帰さない事由により、本駐車場を通常の用に供する事が出来なくなった場合、本契約は当然に終了するものとします。

第19条（車両の移動）

甲は、事故及び災害発生の防止並びに管理の必要上、乙の車両を本駐車場内及び本駐車場外へ移動することができるものとし、この場合乙の承諾は要さないものとします。

第20条（守秘義務）

1. 甲、甲の代理、及び乙は、本契約及び付随する本契約関係情報にて知り得た事項及び個人情報について、相手方の承諾なくして第三者に提供、開示、又は漏えいしてはなりません。但し、法令上公開又は開示する必要がある場合、及び官公庁より照会を受けた場合等正当な事由があるときにはその限りではありません。
2. 前項に定める守秘義務規定は、本契約後においても有効に存続するものとします。

第21条（反社会的勢力の排除）

1. 甲、甲の代理、及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約します。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して、反社会的勢力といいます。）ではないこと。
 - (2) 反社会勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結させるものではないこと。
 - (3) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為をしないこと。

- (4) 自ら又は第三者を利用して、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為をしないこと。
2. 乙は、本駐車場の使用にあたり、次の行為をしてはなりません。
 - (1) 本駐車場を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に提供すること。
 - (2) 本駐車場又は本駐車場の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
 - (3) 本駐車場を反社会的勢力に使用させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。
3. 甲、甲の代理、又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして本契約を解除することができます。
 - (1) 第 1 項の確約に反する事実が判明したとき。
 - (2) 本契約締結後に反社会的勢力に該当したとき。
4. 甲及び甲の代理は乙が第 2 項に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして本契約を解除することができます。
5. 前 2 項により、本契約が解除された場合でも、解除した者によるその相手方に対する損害賠償等の請求を妨げられません。また、解除された者は、解除により生じた損害につき、その相手方に対する一切の請求をすることができません。

第 22 条（協議事項）

甲、甲の代理、及び乙は、本契約に定めのない事項及び本契約の各条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣習に従い、誠意をもって協議し解決するものとします。

第 23 条（管轄裁判所）

本契約に起因する紛争に関し訴訟の提起等裁判上の手続きをしようとするときは、甲の代理の所在地（法人の場合は本社又は本店所在地）を管轄する地方（簡易）裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 24 条（賃貸人たる地位の承継）

甲が本契約における賃貸人たる地位を第三者に承継させた場合、乙は、当該第三者に賃貸人たる地位が移転することを予め承諾し、また、甲が乙及び駐車場利用者の個人情報等を含めた一切の情報を当該第三者に提供することを予め承諾します。

第 25 条（設備の取り扱い）

1. 甲又は甲の代理は、駐車場建物又は駐車場に付随する設備機器（本契約において、総称して「設備」といいます。）を乙が使用することを予め承諾するものとします。この場合、乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、設備を取り扱い、破損・故障の生じるような使用・操作を行わないものとします。
2. 駐車場の維持、保全のための設備のメンテナンス、補修を実施したにもかかわらず万一、設備の故障が発生した場合の損害について、甲又は甲の代理は賠償の責を負わないものとします。

第 26 条（休業日）

1. 乙は、甲又は甲の代理が休業日を定める駐車場に関しては、休業日（甲又は甲の代理が定めるものとします。）に使用することができません。但し、甲は、乙に対し休業日を 7 日前までに通知するものとします。
2. 甲又は甲の代理は、休業日以外であっても、駐車場及び設備の補修その他やむを得ない場合には駐車場の全部又は一部の利用を休止することができるものとします。

第 27 条（貸与物）

1. 乙は、甲又は甲の代理から貸し出された貸与物（リモコン・IC カード・鍵等をいう。以下同じ。）がある場合、善良なる管理者の注意義務をもって保管し使用するものとします。
2. 乙は、貸与物の紛失、第三者への貸与、不正使用等により駐車場又は設備に対し損害が発生した場合は、その賠償の責を負います。
3. 乙は、貸与物を紛失又は使用不能とした場合は、Park Direct カスタマーサポート又は甲へ速やかに報告を行ない、甲又は甲の代理が新たな貸与物の交付に要した費用を再発行代金として甲が指定する口座に支払うものとします。この際に発生する振込手数料は乙が負担するものとします。
4. 甲又は甲の代理は、前項の代金受領後、貸与物を再発行し乙に再び貸し出すものとします。乙は、この間に本駐車場を利用できなくなったとしても、何らの補償請求もできないものとします。
5. 乙は、貸与物がある場合、理由の如何を問わず、本契約の終了後 5 日以内に貸与物を甲又は甲の代理が

指定する住所に追跡可能な郵送方法で返却するものとし、この際に発生する送料は乙が負担するものとします。なお、乙からの貸与物の返却を甲及び甲の代理が確認できない場合、乙は甲及び甲の代理が提示する違約金を支払うものとし、この際の振り込み手数料は乙が負担するものとします。

6. 貸与物がある場合、敷金は、本契約終了後、乙の貸与物の返還その他の手続完了を甲が確認した後、乙指定口座へ返金するものとします。

第 28 条（特約事項）

1. 乙は、保管場所使用承諾証明書発行後 3 ヶ月間は本契約を解約することができないものとします。但し、乙は、保管場所使用承諾証明書発行後 3 ヶ月以内の解約を希望する場合、契約終了日から当該 3 ヶ月が経過する期間までの月額賃料に対応する違約金を支払うことを条件に、第 16 条第 1 項に基づき解約できるものとします。
2. 本契約場所若しくはこれに至る経路に、他の車両などが無断・違法・迷惑駐車した場合及び自然災害などで乙の使用が妨げられた場合、乙は甲が対応出来ない場合もある事を承諾し、甲に協力しこれは是正に努めることとします。
3. 乙は甲及び甲の代理から駐車位置の変更を求められた場合、異議なくこれに従うものとします。

利用規則

- 1 本駐車場は契約者専用となっておりますので、契約車両以外の駐車は禁止です。
- 2 ナンバープレートが外された車両や車検切れの車両等は駐車できません。
- 3 危険物、有害汚染物質、その他安全もしくは衛生を害するおそれのあるものを積載した車両は駐車できません。
- 4 場内は徐行運転をお願いします。
- 5 出入口周辺では必ず一時停止をした上で、他の通行者には細心の注意をお願いします。
- 6 契約車両以外の車両が駐車していた場合、または未契約の区画に車両が駐車していた場合は、警察に通報することもございますのでご注意ください。
- 7 駐車スペースにはバイク、自転車、備品等の放置はできません。
- 8 車両を出し入れする際には近隣の迷惑にならないよう、アイドリングやエンジンの空ぶかしはしないで下さい。
- 9 契約した区画に適合しないサイズの車両は駐車できません。
- 10 場内は禁煙です。また、火気の使用等は禁止です。
- 11 場内ヘタイヤ、車両パーツ、自転車、バイク等の保管等や物置等の工作物の設置はできません。
- 12 場内でのゴミ捨ては禁止です。ゴミは必ず持ち帰り下さい。近隣住民専用のゴミ置き場へのゴミ投棄は禁止です。
- 13 場内でお子様等を遊ばせないよう十分ご注意ください。
- 14 場内外を問わず、事故、盗難等については一切の責任を負いかねますのでご注意ください。
- 15 外来者用の駐車場はございません。
- 16 善良なる管理者の注意をもって使用するものとし、公序良俗に反する行為をしてはなりません。
- 17 支払、各種お手続き、お問合せは株式会社ニーリーが運営するParkDirectを通じて行います。
(サイトURL：<https://www.park-direct.jp/>)

契約内容確認書

本書面はご契約内容に関する重要なお知らせです。十分にお読みください。

基本情報	
契約日	2025年06月26日
甲	
乙	井上 航
丙	株式会社ニーリー (Park Direct) (適格請求書発行事業者登録番号：T3040001079977)

※ 基本情報欄に賃貸人／オーナーの表記がなく、管理会社のみが記載されている場合には、インボイス制度の適用に当たっては、媒介者交付特例に基づき管理会社を支払先と読み替えてください。

書類内容	
内容	駐車場賃貸借契約書、Park Direct利用管理契約書、Park Direct保証委託契約書(保証加入者のみ対象)
契約書番号	

費用情報			
月額使用料	17,820円 (税込)	更新費用	9,570円 (税込)

※ 内訳は、駐車場賃貸借契約書、Park Direct利用管理契約書、Park Direct保証委託契約書(保証加入者のみ対象)をご確認ください。

契約者情報	
契約者名	井上 航
住所	
電話番号	

駐車場情報

名称	F'SBOX 駐車場		
所在地	〒351-0112 埼玉県和光市丸山台1-10-4		
区画番号			
利用期間	2025年07月01日～2025年10月30日	更新情報	1年更新

車両情報	
車種	フィット

インボイス制度における消費税項目一覧

以下の記載は、お客様が消費税の課税事業者である場合において、インボイス制度の適用を受けるために必要な情報となります。インボイス制度とは、適格請求書（インボイス）の発行又はそれに代わる契約書の作成・保存により、消費税の仕入額控除を受けるための制度です。お客様が消費税の課税事業者でない場合、以下は不要な記載事項となりますことをご了承ください。

【乙の支払費用】

費目	金額	うち消費税（適用税率）	支払先
【月額使用料のみを請求する場合】（下記内訳の合計）	17,820円	1,620円	—
（内訳）			
月額賃料（甲への支払で10%対象）	16,500円	1,500円（10%）	甲
月額管理料（丙への支払で10%対象）	1,320円	120円（10%）	丙

費目	金額	うち消費税（適用税率）	支払先
【更新費用】（下記内訳の合計）	9,570円	870円	—
（内訳）			
更新料	0円	0円（10%）	甲
更新事務手数料	8,250円	750円（10%）	甲の代理／仲介・媒介（管理会社）
管理更新料	1,320円	120円（10%）	丙

費目	金額	うち消費税（適用税率）	支払先
【月額使用料と更新費用を同時に請求する場合】	27,390円	—	—
うち甲への支払で10%対象合計	16,500円	1,500円（10%）	甲
うち甲の代理／仲介・媒介（管理会社）への支払で10%対象合計	8,250円	750円（10%）	甲の代理／仲介・媒介（管理会社）
うち丙への支払で10%対象合計	2,640円	240円（10%）	丙
うち非課税分	0円	0円（非課税）	—

費目	金額	うち消費税（適用税率）	支払先
【契約時請求費用】（下記内訳の合計）	0円	—	—
うち甲への支払で10%対象合計	0円	0円（10%）	甲
うち甲の代理／仲介・媒介（管理会社）への支払で10%対象合計	0円	0円（10%）	甲の代理／仲介・媒介（管理会社）
うち丙への支払で10%対象合計	0円	0円（10%）	丙

うち非課税分	0円	0円（非課税）	—
（内訳）			
敷金	0円	0円（非課税）	甲
礼金	0円	0円（非課税）	甲
事務手数料	0円	0円（非課税）	甲の代理／仲介・媒介（管理会社）
初回管理料	0円	0円（10%）	丙
保管場所使用承諾証明書発行手数料	0円	0円（10%）	甲の代理／仲介・媒介（管理会社）

費目	金額	うち消費税（適用税率）	支払先
【保管場所使用承諾証明書発行手数料】	5,500円	500円（10%）	甲の代理／仲介・媒介（管理会社）

※ 消費税の端数処理は、同一の支払先に対する同一の適用税率の請求額の合計について行います。内訳記載の消費税額と、合計額の消費税額が端数処理によってずれることがありますことをご理解ください。

※ 当社は、甲又は甲の代理／仲介・媒介（管理会社）の適格請求書発行事業者登録に変更があったことを認識した場合には、速やかにお客様に通知するよう努めます。但し、当該通知を確約するものではなく、甲又は甲の代理／仲介・媒介（管理会社）の適格請求書発行事業者登録番号の定期的な確認はお客様にて行うようお願いいたします。

契約番号

Park Direct 利用管理契約書

乙および丙は、Park Direct 利用管理契約条項に同意し、下記内容の駐車場および管理について Park Direct 利用管理契約を締結する。

賃借人（乙）について

氏名	井上 航	
住所		
電話番号		

Park Direct 運営事業者（丙）について

名称	株式会社ニーリー
住所	〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1-9-8 人形町PREX 7F

駐車場利用について

名称	F'SBOX駐車場		
所在地	〒351-0112 埼玉県和光市丸山台1-10-4		
指定区画		利用期間	2025/07/01～2025/10/30
車種	フィット	ナンバー	
月額使用料※1	17,820円 (税込)		
更新情報	1年更新	更新費用※2	9,570円 (税込)

※1 月額使用料は、毎月お支払いいただく駐車場使用料の総額です。

※2 更新費用は、更新情報に記載の更新時に都度お支払いいただく費用の総額です。

Park Direct 利用管理について

契約期間	賃貸借契約の始期から解約日まで		
月額管理料※1	1,320円 (税込)	管理更新料※2	1,320円 (税込)

※1 月額使用料に含まれます。
※2 更新費用に含まれます。

契約に関する備考

領収書の発行は、金融機関収納押印済証憑等をもってかえるものとし、領収書の発行はいたしかねます。

Park Direct利用管理契約条項

乙及び丙は、以下のとおり、Park Direct利用管理契約（以下、「本利用管理契約」）を締結する。

第1条（Park Direct利用管理契約）

1. 乙及び丙は、乙を賃借人、丙を駐車場の利用管理事業者（駐車場の賃貸人（以下、「甲」）又は甲の代理（又は管理会社）より委託を受け、乙が利用する駐車場の管理業務の一部を行う者）として、本利用管理契約を締結する。
2. 乙は、本利用管理契約と併せて、本件に伴い甲と締結する駐車場の賃貸借契約書（以下、「本件賃貸借契約」）記載の内容に合意し、遵守するものとする。
3. 乙は、表記の駐車場（以下、「本駐車場」）の契約時請求費用、月額使用料、更新手数料その他本件賃貸借契約に関連して生じる費用・違約金など（以下「賃貸借関連費用等」）の支払い、契約中の各種手続き、問い合わせ等は丙に行うものとし、丙は迅速に対応する。
4. 本件賃貸借契約の条項と本利用管理契約の条項との間に齟齬が生じた場合は、本利用管理契約の定めを優先するものとする。

第2条（契約期間）

1. 本利用管理契約の契約期間は、本利用管理契約締結日から、本件賃貸借契約の終了日（解除・解約による場合も含む。）までとする。但し、甲または甲の代理（または管理会社）から丙に対する本駐車場の管理業務の委託が終了した場合、本利用管理契約は終了する。
2. 前項の契約期間にかかわらず、契約期間満了後も本利用管理契約から生じた債務がある場合は、引き続き乙は本利用管理契約上の債務を負う。

第3条（利用管理料）

1. 乙は、本件賃貸借契約締結時に表記の初回管理料を表記の契約時請求費用に含める形で、次条で規定する支払方法で丙に支払うものとする。
2. 乙は、前項初回管理料の他、表記の月額管理料を表記の月額使用料に含める形で第一項と同様の方法で丙に支払うものとする。なお、月額管理料においては、日割り精算はしないものとする。
3. 乙は、第一項、第二項の他、表記の管理更新費用を第一項と同様の方法で丙に支払うものとする。
4. 前各項に定める管理料及び管理更新費用については、その支払後に本利用管理契約の解除又は解約等を含むいかなる事情があった場合でも、返還されないものとする。
5. 契約期間中に消費税率の変動があった場合、乙は、変動のあった日より当然に新消費税が適用され、以降の支払いについても新消費税率で計算された消費税額にて支払うことを予め承諾する。
6. 本件賃貸借契約の終了日までに乙が本駐車場を明け渡さないときは、乙は、終了日の翌日から、本駐車場の明け渡し完了する日が属する月の月末までの月額保証料及び月額管理料と同額の使用損害金を丙に支払わなければならないものとする。なお、乙の明け渡し遅延により丙が損害を被った場合、乙は別途その損害を賠償しなければならないものとする。

第4条（支払方法について）

1. 乙は、賃貸借関連費用等を丙が定めた支払方法に従い、以下の期限までに丙に支払うものとする。なお、支払方法はクレジットカード、銀行振込、口座振替、その他丙が別途指定する方法の中から選択するものの、契約によっては一部の支払方法を選択できない場合があることを乙は予め了承する。

- (1) 「契約時請求費用」：契約締結日又は賃貸借期間始期の前日まで
 - (2) 「月額使用料」：決済手段に依る
 - クレジットカード：翌月分を毎月20日
 - 銀行振込：翌月分を毎月20日まで
 - 口座振替：翌月分を毎月27日
 - その他の支払方法：丙が別途指定する日まで
 - (3) 「更新手数料」：更新確定日に通知される支払日
 - (4) 「保管場所使用承諾証明書発行手数料等」：申請日当日～3営業日以内
 - (5) その他の費用・違約金等：丙が別途定める期限まで
2. 第一項の支払手段が銀行振込の場合、振込手数料は乙が負担するものとする。
 3. 第一項の支払手段が口座引落の場合、別途指定の引き落とし手数料を乙が負担するものとする。
 4. 丙は、甲又は甲の代理（又は管理会社）から付与された代理受領権限に基づき乙から費用の支払いを受けるものとし、乙が甲又は甲の代理（又は管理会社）に対して負担する本件賃貸借契約に基づく賃貸借関連費用等の支払債務は、丙の定める方法により乙から丙に支払われた時点で履行が完了したものとす。
 5. 乙が、賃貸借関連費用等の債務（延滞利息を除く。）について支払期日を経過してもなお支払いがなされない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年14.6％の割合（年365日の日割換算）で計算した額を延滞利息として丙に支払うものとする。また、支払期日経過後の支払いに伴う必要な手数料は、乙が負担するものとする。
 6. 乙が本利用管理契約から生じる金銭債務（月額使用料等）の支払いを遅延した後にその支払いをした場合は、丙は月額使用料より優先して充当するものとし、その後の充当額の順位については丙にて決定するものとする。
 7. 乙は、丙又は丙が別途定める保証委託契約書記載の保証会社（以下、「保証会社」）に対して、本件賃貸借契約に関連して保証を委託する。乙が本件賃貸借契約に定める賃料、更新手数料その他の費用（契約終了時における明渡しの遅滞に起因する損害金を含む。）を支払わない場合、丙が別途定める「クライアント向け利用規約」に従って、丙又は保証会社が当該未払金の立替払いを行う場合がある。この場合、丙又は保証会社は、当該立替金について乙に対して求償権を有し、乙が甲又は甲の代理（又は管理会社）に対して本件賃貸借契約に基づく乙の債務を担保する目的で差し入れている敷金・保証金等があれば、丙又は保証会社の当該立替金請求権に当該敷金・保証金等が充当されることについて予め乙は承諾する。
 8. 前項の定めに従い乙が丙に対し保証を委託する場合、以下の定めに従うものとする。
 - (1) 保証の解除
乙が本利用管理契約に定める義務に違反した場合、丙は保証を解除することができ、乙はこれに異議を述べない。
 - (2) 保証債務の履行
 1. 乙が本件賃貸借契約に基づき負担する債務の履行の全部又は一部を遅滞したため、丙が甲から保証債務の履行を求められたときは、丙は、乙に対して事前の通知をすることなく代位弁済することができる。
 2. 丙が甲に保証債務を履行したときは、乙は丙に対して次の各号に定める金額を直ちに支払わなければならない。
 - (a) 丙の甲に対する保証履行額
 - (b) 代位弁済した日の翌日から、弁済額に対して、支払い済みに至るまで年14.6％の割合による遅延損害金
 - (c) 丙の乙に対する求償権実行又は保全に要した費用

3. 乙が、丙に弁済した金員が、支払期日の到来した債務全部を消滅させるに足りないときは、丙はこれを、事務手数料、保証料、遅延損害金、弁済金、の順に支払日の古いものから充当し、乙はこれに異議を述べない。

(3) 事前求償

1. 乙が次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、丙は保証債務の履行前であっても乙に対し事前に求償権を行使することができる。
 - (a) 乙の甲への債務が弁済期にあるとき。
 - (b) 乙が、破産手続開始決定を受け、かつ、丙がその破産財団の配当に加入しないとき。
2. 前号により丙が乙に対し求償権を行使する場合は、乙は民法第461条（主たる債務者が保証人に対して償還をする場合）に基づく抗弁権をあらかじめ放棄する。ただし、丙が事前求償権を行使する場合、乙は甲に弁済することができ、その弁済がなされた場合はこれに対応する事前求償は消滅する。
9. 乙の都合による解除・解約に伴い、又はその他乙に起因する事情により、丙から乙に賃貸借関連費用等の返金が生じる場合、返金のための手数料は乙負担とする。

第5条（各種手続き及び問合せ）

乙は、本駐車場の利用に伴う各種手続き（個人情報の変更、支払方法の変更、車両変更、保管場所使用承諾証明書の発行、解約申請など）や問合せは、Park DirectのWebページ又はPark Directお客様サポートセンターにおいて所定の方法で行うものとする。

第6条（利用管理対象について）

丙は、甲又は甲の代理（又は管理会社）と締結するPark Direct利用申込書に基づき、甲又は甲の代理（又は管理会社）から委託を受けた管理業務を行うものとする。

第7条（乙の通知義務）

1. 乙は、本駐車場を1ヶ月以上使用しない場合は、丙に対して、使用しない期間における連絡先電話番号、連絡先住所等を事前に通知しなければならない。また、乙は、本件賃貸借契約を解約する意思のある場合は、本件賃貸借契約の規定に定める期日までに丙にその旨を通知しなければならない。
2. 乙は、丙に対して、本件賃貸借契約にかかる申告内容に関し、次の各号に規定する通知義務を負う。
 - (1) 乙は、乙及び緊急連絡先各自の住所・電話番号(携帯電話番号を含む)・メールアドレス等、又は勤務先の名称・住所・電話番号の変更があった場合、直ちにその旨、並びに当該変更後の名称及び住所・電話番号・メールアドレス等を通知しなければならない。
 - (2) 乙は、乙の緊急連絡先への連絡が不可能又は困難となる場合、これに代わる丙の承認する新たな緊急連絡先を通知しなければならない。
 - (3) 乙が前二項の通知を怠った為に、丙又は丙の提携先からの通知が到達しなかったときは、通常当該通知が到達すべき時期に到達したものとみなす。
 - (4) 乙は、月額使用料等の支払いを拒絶する正当な理由があると考えるときは、当該月額使用料等の支払期日の14日以上前に、その旨を丙に対し、書面又は電子メールにより通知しなくてはならない。

第8条（本駐車場利用に伴う取り決め）

本駐車場の利用に関する内容は、甲乙間で締結した本件賃貸借契約の条項に従うものとする。

第9条（放置車両等対応）

1. 理由の如何にかかわらず本件賃貸借契約が終了した後、乙又は本駐車場利用者が乙の契約区内から車両その他の動産・残置物の移動を行わない場合、放置車両等(車両その他の動産・残置物を対象とする。以下同じ。)とみなし、丙は、次項に定める対応を行うものとする。乙は当該対応を丙が行うことについて予め同意する。
2. 前項に定める丙が行う対応は以下のものとする。
 - (1) 放置車両等に関する調査（車内調査を含む）
 - (2) 放置車両等の移動及び一時保管
 - (3) 上記各号に付帯する業務
3. 丙は乙に通知する方法又は本駐車場内に掲示する方法によって、放置車両等を移動することを乙又は車両の所有者若しくは使用者に要請できるものとする。
4. 乙は、放置車両等によって甲若しくは甲の代理又は丙に生じた一切の損害・費用（逸失利益及び弁護士費用等の対応費用を含むが、これに限られない。）について賠償の責任を負う。

第10条（免責要件）

1. 乙が保有する情報の損失、遅延、誤送、又は第三者による情報の改竄等により発生した損害、乙が本サービスを利用し、又は利用できないことによって被った損害（ソフトウェア、ハードウェア上の事故、コンピュータウイルスによる汚染、データの滅失・毀損等の一切の損害・不利益等）について、丙は丙に故意又は重大な過失がある場合を除き、それに対する一切の責任を負わない。
2. 乙からの問合せ等がインターネット上の不具合・事故等により丙に着信しなかった場合、丙はそれに対する一切の責任を負わない。
3. 本サービスの利用に起因すること第三者間の一切の紛争については、乙の責任において処理及び解決するものとし、丙はかかる紛争について何ら責任を負わない。
4. 丙は本件賃貸借契約の当事者となるものではなく、本件賃貸借契約に関する甲又は甲の代理（又は管理会社）及び他の駐車場利用者、他のユーザーその他の第三者とのトラブルについては一切の責任を負わない。
5. 本駐車場内外において、乙又は乙の同伴する者に、事故・怪我・盗難その他丙の責に帰すべからざる事由により損害が生じた場合でも、丙は一切責任を負わない。
6. その他、本サービスを利用したことにより乙が損害を被った場合であっても、丙は一切責任を負わない。
7. 前各項の規定は、本利用管理契約に消費者契約法の適用がある場合はこの限りでない。消費者契約法の適用その他の理由により、丙が乙に対して損害賠償責任を負う場合において、丙の賠償責任は、丙に故意又は重過失がある場合を除き、損害の事由が生じた時点から遡って過去3ヶ月の期間に乙から現実に受領した月額管理料の総額を上限とする。

第11条（反社会的勢力との関係の禁止）

1. 乙又は丙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 乙又は丙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 乙又は丙は、前二項の表明に反している可能性が合理的に疑われる場合で、相手方が調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。
4. 乙又は丙は、第一項及び第二項の表明に反して、相手方が暴力団員等あるいは第一項各号及び第二項各号の一にでも該当することが判明したときは、何らの催告をせず、本利用管理契約に関連する一切の契約を解除することができ、相手方はこれになんら異議を申し立てないものとする。なお、この場合、相手方は、期限の利益を喪失し、直ちに乙又は丙に対する債務の弁済を行うものとする。

第12条（個人情報の取り扱いについて）

本サイトにおける個人情報の取り扱いについては、別途定めるプライバシーポリシーによるものとし、乙はこれに同意する。
プライバシーポリシーの内容は、以下のリンクのとおりとする。
https://www.park-direct.jp/privacy_policy

第13条（協議事項）

乙及び丙は、本利用管理契約に定めのない事項及び本利用管理契約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣習に従い、誠意をもって協議し解決する。

第14条（準拠法と管轄裁判所について）

本利用管理契約の準拠法は日本法とし、本利用管理契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

件名【重要】ご利用中の駐車場管理方法変更に伴うお支払い方法のご案内
From 株式会社リゾン

====

この度は、再契約手続きのご対応いただき、誠にありがとうございました。
最新の契約書は添付をご確認ください。

今後のお支払いにつきましては、以下の通りとなります。

毎月のお支払い

・ご請求額 : 17,820 円(税込)
 内訳:賃料 : 16,500 円(税込)
 月額管理料 : 1,320 円(税込)

契約更新に関わるお支払い(2025 年 10 月に予定されています)

・ご請求額 : 9,570 円(税込)

お支払い開始: 2025 年 07 月 28 日 ※1

お支払い先: Park Direct

お支払い方法: 口座振替

お支払い期日: 27 日(土日祝の場合後営業日)

※1 口座振替の手続きが完了するまでの期間は、銀行振込でお支払いいただきます。
(別途、メールにてご連絡をいたします)

※2 口座振替手数料 0 円(税抜)/月はお契約者様の負担となります。

Park Direct ご契約前のこれまでのお支払いにつきまして

※ 支払いを「自動送金」にされている場合(過去ご自身で金融機関に行って設定をされた方)
は、改めて金融機関にて停止手続きをしていただく必要がございます。

停止されない場合に二重払いとなってしまう方が多くいらっしゃいますので、ご注意をお願いいたします。

以下、今後予定されるお支払いのスケジュールとなります。

なお、2025 年 07 月分までのお支払いにつきましては、これまで通りのお支払いをお願いいたします。

Park Direct にて初めてお支払いが発生する際に、これまでの差額について調整させていただく場合があります。

2025 年 06 月請求(07 月分) ご請求額:16,500 円(税込) これまで通りのお支払い

2025 年 06 月請求(07 月分) ご請求額: - 円(税込) Park Direct へのお支払い
2025 年 07 月請求(08 月分) ご請求額:19,140 円(税込) Park Direct へのお支払い
※前月までの管理料、賃料の差額を含む
2025 年 08 月請求(09 月分) ご請求額:17,820 円(税込) Park Direct へのお支払い
2025 年 09 月請求(10 月分) ご請求額:17,820 円(税込) Park Direct へのお支払い
2025 年 10 月請求(11 月分) ご請求額:27,390 円(税込) Park Direct へのお支払い
※更新料含む
2025 年 11 月請求(12 月分) ご請求額:17,820 円(税込) Park Direct へのお支払い
2025 年 12 月請求(01 月分) ご請求額:17,820 円(税込) Park Direct へのお支払い
2026 年 01 月請求(02 月分) ご請求額:17,820 円(税込) Park Direct へのお支払い
2026 年 02 月請求(03 月分) ご請求額:17,820 円(税込) Park Direct へのお支払い
2026 年 03 月請求(04 月分) ご請求額:17,820 円(税込) Park Direct へのお支払い
2026 年 04 月請求(05 月分) ご請求額:17,820 円(税込) Park Direct へのお支払い
2026 年 05 月請求(06 月分) ご請求額:17,820 円(税込) Park Direct へのお支払い

政務活動費 領収書等貼付用紙

0075

(1/1)

日付	令和 8 年 3 月 27 日	支出額	950,400 円	
項目	事務所費	充当額	790,133 円	
細目	事務所費	按分率	85/100	357/365
摘要	事務所賃借料 （令和 7 年度分）※但し、1 年間のうち 7 日間は和光市長選挙のため事務所を使用したため、計上せず。			
備考	無所属県民会議 和光支部			

支払証明書あり

理由

〔普通〕建物賃貸借契約書（事業用）

賃貸人 [REDACTED]（以下、「甲」といいます。）と賃借人 井上 航（以下、「乙」といいます。）は、[REDACTED]記載の宅地建物取引業者の媒介により、下記【標記】Aに記載する賃貸借の目的物件（以下、「本物件」といいます。）について、裏面に記載する建物賃貸借契約の趣旨の内容を十分に理解し、賃貸借契約を締結します。その証として本契約書2通を作成し、甲および乙は、それぞれ署名または記名・押印のうえ、各1通を保有します。

【 標 記 】

A 本物件の表示

名 所	アントワープ		号 室	401号		
所 在 地 (住居表示)	〒351-0112 埼玉県和光市決山台一丁目10番18号		構 造	鉄筋コンクリート造 地上6階	専有面積	25.7㎡
駐車場番号①		車種/ナンバー	/	駐車場番号②		車種/ナンバー
駐車場番号③		車種/ナンバー	/	駐車場番号④		車種/ナンバー
バイク置場番号		車種/ナンバー	/	自転車置場番号		防犯登録番号

B 賃貸借契約条件

事業目的・内容	事務所				
契 約 期 間	2023年9月25日から2025年9月24日まで（2年間）			更新書類の有無 （有）	
1ヶ月未満の 賃 料 計 算	入居時：日割計算（老円未満切捨）		退去時：日割計算（老円未満切捨）		日割計算の場合の1ヶ月の日数は実 日数で計算
更 新 料 (貸室・駐車場)	新賃料の0.5ヶ月相当額分+消費税		更新事務手数料	新賃料の0.5ヶ月相当額分+消費税	
①賃借人による 解約予告期限	解約の6か月前までに申し入れること		②予告期間に満たない 申入れによる解約の場合	申入れから6か月分相当額を支払 う	

C 賃料・賃料以外に授受される金銭の額 ※課税項目の場合は、税込となります。

【月額費用】			【契約一時金】		
項 目	金額（税込）	うち消費税	項 目	金額（税込）	うち消費税
賃 料	68,200 円	6,200 円	敷金・保証金	124,000 円	0 円
共 益 費	11,000 円	1,000 円			

D 支払いに関する事項

支払方法	☒ 口座振替 ☐ 振込み	支払期日	翌月分を毎月 27 日まで
振込先口座	《金融機関名》 [REDACTED]	《支店名・支所名》	[REDACTED]
	《賃料等受取人名義》 [REDACTED]	《預金種別》	《口座番号》 [REDACTED]

E 鍵に関する事項

1	メーカー名	鍵番号	本数	2	メーカー名	鍵番号	本数
	[REDACTED]	[REDACTED]			[REDACTED]	[REDACTED]	

締結日 2023 年 6 月 30 日

賃貸人（甲） 住所 氏名 [REDACTED]

賃貸人代理人 住所 埼玉県和光市丸山台1-10-4
（甲の代理人） 商号 株式会社リゾン 和光支店

賃借人（乙） 住所 [REDACTED]
氏名 井上 航
電話 [REDACTED]

連帯保証人（丙） 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
電話 [REDACTED]
※極度額：初回契約賃料および共益費の24ヶ月分

媒介する 主たる 埼玉県朝霞市西弁財2-4-40
宅地建物 事務所の 所在地
取引業者 商号 株式会社リゾン
代表者 代表取締役 橋本 太樹
免許番号 国土交通大臣（6）第5667号
担当支店 和光支店
電話 048-469-5211

宅地建物 業務に従事 埼玉県和光市丸山台1-10-4
取引士 する事務所 株式会社リゾン 和光支店
登録番号 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

〔普通〕建物賃貸借契約書（事業用）

賃貸人 〇〇〇〇〇〇（以下、「甲」といいます。）と賃借人 井上 航（以下、「乙」といいます。）は、【押印欄】記載の宅地建物取引業者の媒介により、下記【標記】Aに記載する賃貸借の目的物件（以下、「本物件」といいます。）について、裏面に記載する建物賃貸借契約書の内容を十分に理解し、賃貸借契約を締結します。その証として本契約書2通を作成し、甲および乙は、それぞれ署名または捺印のうえ、各1通を保有します。

【標記】

A 本物件の表示

名 所	アントワープ		号 室	401号		
所在地 (住居表示)	〒351-0112 埼玉県和光市山台一丁目10番18号		構 造	鉄筋コンクリート造 地上6階	専有面積	26.7㎡
駐車場番号①		車種/ナンバー	/	駐車場番号②		車種/ナンバー
駐車場番号③		車種/ナンバー	/	駐車場番号④		車種/ナンバー
バイク置場番号		車種/ナンバー	/	自転車置場番号		防犯登録番号

B 賃貸借契約条件

事業目的・内容	事務所		
契 約 期 間	2025年9月25日から2027年9月24日まで（2年間）		更新書類の有無 （有）
1ヶ月未満の 賃 料 計 算	入居時：日割計算（巻円未満切捨）	退去時：日割計算（巻円未満切捨）	日割計算の場合の1ヶ月の日数は実 日数で算出。
更 新 料 (貸室・駐車場)	新賃料の0.5ヶ月相当額分+消費税	更新事務手数料	新賃料の0.5ヶ月相当額分+消費税
①賃借人による 解約予告期限	解約の6か月前までに申し入れること	②予告期間に満たない 申入れによる解約の場合	申入れから6か月分相当額を支払う

C 賃料・賃料以外に授受される金銭の額 ※課税項目の場合は、税込となります。

【月額費用】				【契約一時金】		
項 目	金額（税込）	金額（税込）	消費税 10%	項 目	金額（税込）	うち消費税
賃 料	68,200 円	62,000 円	6,200 円	敷金・保証金	124,000 円	0 円
共 益 費	11,000 円	10,000 円	1,000 円			

D 支払いに関する事項

支払方法	☒ 口座振替 ☐ 振込み	支払期日	翌月分を毎月 27 日まで
振込先口座	≪金融機関名≫ 〇〇〇〇〇〇 ≪賃料等受取人名義≫ 〇〇〇〇〇〇	≪支店名・支所名≫ 〇〇〇〇〇〇 ≪預金種別≫ 〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇 ≪口座番号≫ 〇〇〇〇〇〇

E 鍵に関する事項

1	メーカー名	鍵番号	本数	2	メーカー名	鍵番号	本数
	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇		〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇